

小千谷市ふるさと納税支援業務委託仕様書
～ 寄附金額 20 億突破プロジェクト ～

1. 業務名

小千谷市ふるさと納税支援業務

2. 目的

小千谷市（以下、「本市」という。）のふるさと納税業務のうち、ポータルサイトの管理運営、効果的な広告・プロモーションの実施及びアドバイザー業務を委託することにより、業務の効率化を図るとともに、本市の魅力発信、地域産業の活性化を推進し、目標寄附金額（令和7年度 10 億円以上、令和8年度 15 億円以上、令和9年度 20 億円以上）を確実に突破することを目的とする。

3. 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、履行開始までに引継ぎ等の必要な準備を行うこととし、この間の委託料は発生しないものとする。

また、本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議案が市議会で議決されない場合は、本業務委託は実施しない。本件のために行った準備行為等に係る費用が生じた場合であっても、本市においてその損害について一切負担しない。

4. 委託料

(1) 委託料

委託料は、寄附金額に委託料率を乗じて算出する。ただし、さとふる及び三越伊勢丹経由での寄附については、委託料の計算から除くものとする。

(2) 委託料率（成果連動型）

寄附金額の区分に応じ、委託料率を上乗せする成果連動型を採用する。

寄附金額	委託料率の上限	委託料の上限
10 億円以下	4.0%・A	4,000 万円
10 億円超～15 億円以下	5.0%(A+1.0%)	6,500 万円(4,000 万円+2,500 万円)
15 億円超～20 億円以下	5.5%(A+1.5%)	9,250 万円(6,500 万円+2,750 万円)
20 億円超～25 億円以下	6.0%(A+2.0%)	12,250 万円(9,250 万円+3,000 万円)
25 億円超～30 億円以下	6.5%(A+2.5%)	15,500 万円(12,250 万円+3,250 万円)
30 億円超	7.0%(A+3.0%)	なし（15,500 万円+超過分×料率）

5. 前提条件

(1) 業務体制

契約期間中のふるさと納税業務体制（予定）については次のとおりである。

①本市が直営で実施する業務

- ・業務統括
- ・返礼品及び返礼品提供事業者の新規開拓に関する業務
- ・返礼品提供事業者との連絡、調整に関する業務
- ・返礼品の提案（変更）受付、処理に関する業務

・ワンストップ特例申請の受付に関する業務

②本件受託者が実施する業務

・「6. 業務の内容」のとおり

③（一財）小千谷市産業開発センターが実施する業務

・寄附の受付に関する業務

・返礼品の発送に関する業務（在庫管理、配送管理等）

・寄附者対応に関する業務（コールセンター業務）

※同法人は令和2年度以降本市の中間事業者として業務を受託している。令和7年度の契約については未定である。

(2) ポータルサイト

令和6年12月現在、本市が契約しているポータルサイトは次のとおりである。

ポータルサイトの追加又は停止については、本市と受託者とが協議の上決定することとする。また、契約期間中に新たにポータルサイト等を追加した場合、そのポータルサイトも原則として本業務の対象とする。

・ふるさとチョイス ・楽天ふるさと納税 ・ふるなび （・さとふる）
（・三越伊勢丹ふるさと納税） ・JRE MALL ふるさと納税 ・ふるさと納税百選
・まいふる ・JAL ふるさと納税 ・Amazon ふるさと納税

※その他、ふるさとチョイス及びさとふるのパートナーサイト連携による利用あり。

(3) 寄附管理システム

本市が導入している寄附管理システムは、シフトプラス社の「LedgHOME」である。

同等以上の機能を持つ別システムに変更することは可能とするが、その構築費用については委託料に含むこととする。また、既存システムからのデータ移行等は、原則として受託者が実施するものとする。

(4) 返礼品配送業者

返礼品は、佐川急便株式会社による配送のみ取り扱っている。

※さとふる及び三越伊勢丹ふるさと納税経由の寄附を除く。

(5) 返礼品登録状況（令和6年12月末現在）

本市の返礼品登録状況については次のとおりである。

①返礼品数 約570件

②提供事業者数 42者

(6) 寄附状況（令和5年度実績値）

本市の寄附受付実績については次のとおりである。

①件数及び金額

寄附件数 16,485件

寄附金額 609,430千円

②ポータルサイト別のシェア率

・ふるさとチョイス：42.8% ・さとふる：32.0% ・楽天：11.3%

・ふるなび：5.6% ・その他：8.3%

※さとふるについては米の定期便に寄附が集中し、サイト内ランキングが上位になったことにより割合が増加したものの、当該返礼品は令和6年12月末現在受付を停止しており、サイト別のシェア率は低下している。

参考：令和 6 年度のさとふるシェア率

4～11月（累計） 22.4%

9月～11月（単月） 3～5%

(7) その他

さとふる納税業務における課題及び本市の特徴等については別紙を参照すること。

6. 業務の内容

(1) 寄附拡大に資するアドバイザー業務

①現状分析と課題の特定

「2. 目的」の達成に向けて、現状の分析と課題の特定を行うこと。

②ロードマップ、業務体制、フロー等の作成

①の課題解決のために必要な施策等を提案し、当該施策が受託者の業務外である場合は、実施主体が適切に実施できるようサポートを行うこと。必要に応じて、目的達成に向けたロードマップ、業務体制・フロー等を作成すること。

③返礼品（提供事業者）の開拓、開発

返礼品の充実を図るため、新たな返礼品等の開拓・開発等について本市に助言すること。また、提供事業者への訪問時に必要な資料の作成等、本市が実施する渉外業務に関するサポートを行うこと。また、返礼品の安定的な流通体制の確保に向けた取組を行うこと。

④その他

寄附金額の増加及び発注者の業務効率化・業務軽減・費用削減に資する施策等について助言し、その実施をサポートすること。

(2) ポータルサイト管理運営業務（「さとふる」及び「三越伊勢丹さとふる納税」を除く）

①自治体ページの作成等

ポータルサイトにおける自治体ページの作成、更新、充実等の寄附拡大に繋がる管理運営を適切に行うこと。

②ポータルサイトの機能活用

ポータルサイトが個別に提供する機能を積極的に活用し、自治体ページの魅力向上、機能向上に繋がる取組を行うこと。

③返礼品ページの作成、更新

返礼品の魅力、返礼品提供事業者が返礼品に込めた思いが伝わるページの作成、更新を行うこと。

④SEO 対策の実施

返礼品ページの作成、更新を行う際は、SEO（検索エンジン最適化）対策を行うこと。

⑤返礼品の写真撮影／画像加工等

原則として提供事業者自身が返礼品の写真を用意することとするが、必要に応じて写真撮影を実施すること。また、写真への文字入れ等により訴求力の高い画像を作成し返礼品ページに掲載すること。

⑥レビュー対応

ポータルサイトにおけるレビュー数の増加に資する施策を実施すること。

⑦その他

ポータルサイトに関する情報収集に努め、本市に情報提供するとともに、必要に応じて申請手続き等のサポートを行うこと。

(3) 広告・プロモーションに関する業務

①ポータルサイト内広告の実施

本市の魅力を広く発信し、認知度を向上させるとともに、返礼品等の効果的なPRに努め、より多くの寄附者に訴求を図ること。なお、広告に係る費用については、本委託料とは別に予算の範囲内で本市が負担することとする。

②ポータルサイト外広告の実施

ポータルサイト外でのプロモーションとして、SNS運営、カタログ・パンフレット制作、受託者の保有するメディア・サービスを通じたプロモーション施策等を実施すること。

(4) 受託者提案業務

その他、寄附金額の増加、業務の効率化及び軽減又は経費の削減につながる施策などの独自提案があれば、以下を例とし積極的に提案すること。

①地域活性化起業人の派遣等

本業務の目的達成に向け、地域活性化起業人（企業派遣型）の派遣が可能な場合は、派遣可能な期間、想定業務等を提案すること。

ア 受入想定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※最低でも上記期間中6か月以上は派遣可能であること。

イ 本市の負担（最大）

5,900千円

②寄附者との交流イベント等

本市への寄附者を一時的な関係人口とせず、継続的に本市を応援してもらえる関係性へと発展できるようなイベント等を提案すること。

ア 開催場所（想定）

首都圏又は小千谷市内

イ 本市の負担（最大）

2,000千円

7. 権利の帰属

(1) 本市が受託者に提供する情報に基づく登録データ等は、本市に帰属するものとする。

(2) 本業務により作成された成果物に係る所有権、著作権及びその他の権利は本市に帰属するものとし、本市による二次利用を可能とする。また、受託者は本市に対し著作権人格権を行使しないものとする。

(3) 第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任においてその権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に関わる一切の手続きを行うものとする。

(4) 受託者は、成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害した場合に生じる問題の責任は、全て受託者が負うものとする。

8. 再委託の禁止

受託者は本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、本市と協議の上、あらかじめ本市の承認を得た場合について、業務の一部を第三者に委託できるものとする。

9. 実施報告

受託者は、履行した業務内容や進捗状況等を月ごとに業務報告書としてまとめ、翌月の10日までに本市に提出することとする。

10. 委託料の請求及び支払い

本市は受託者から適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。なお、4(2)の成果連動型による上乗せ料率の適用がある場合でも、最低料率で各月の支払いを行い、委託料率の上乗せにより生じた差額は令和8年3月分の委託料に含めて支払うものとする。また、本市は必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

11. 秘密の保持

受託者は、本業務の履行にあたり個人情報等の漏洩を防止するため、必要な措置を講ずること。また、受託者は、本業務の履行にあたり知り得た情報を本業務の目的以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。

12. 損害賠償

受託者は、本業務の履行に際して発生した損害（第三者に与えた損害を含む）について、賠償の責任を負うこととする。ただし、第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。

13. その他

- (1) 委託業務の遂行にあたっては、各種関係法令等の内容を遵守するほか、本市と十分に協議を行い、本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。なお、国や本市が定める基準が改訂された際は、それに適合するよう、迅速かつ柔軟な対応を行うこと。
- (2) 良好な成果が認められた場合は、次年度以降の契約継続について協議を行うものとする。
- (3) 契約期間満了等に伴い本業務の受託者が変更となる場合、次期契約期間の開始に間に合うよう、受託者は本業務の引継ぎに関する引継書を作成し、本市と次期受託者に対し、説明を行うとともに、業務が円滑に引き継がれるよう、誠実に対応すること。
- (4) 本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上当然と認められる事項については、受託者の責任において補填し作業するものとする。
- (5) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたときは、本市と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (6) その他仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議のうえ決定する。

別紙

重点的に対策すべき課題

- ・R5年度、R6年度ともに魚沼産コシヒカリの在庫が不足がちとなり機会損失が生まれた。
- ・魚沼産コシヒカリが寄附額の80%程度を占めており、米以外の返礼品にてこ入れが必要。
- ・体験型返礼品など、本市と寄附者との直接的な交流を生むスキームに乏しい。
- ・現地決済型ふるさと納税や後から選べる返礼品など、「手法」にも開拓の余地がある。

小千谷市の特徴、魅力 ※キーワードの羅列

◇イベント

おぢや風船一揆 (熱気球)	闘牛 (牛の角突き)	おぢやまつり (からくり万灯)	片貝まつり (四尺玉)
------------------	---------------	--------------------	----------------

◇自然・施設

山本山(菜の花・ひまわり・そば畑、雲海、鷹の渡り)	おぢゃ〜る	クライנגアルテン
ホントカ。	錦鯉の里	時水城山 馬場清水
JR 信濃川発電所	常盤橋錦鯉鑑賞池	そなえ館
		サンプラザ

◇産業

鉄工電子製造業	食品製造業	錦鯉	小千谷縮(雪さらし)	花火(オーダー可)
---------	-------	----	------------	-----------

◇食

魚沼産コシヒカリ	棚田米	日本酒	米菓
クラフトビール	スイカ	メロン	カリフラワー
へぎそば	ラーメン	クレープ	

◇歴史

小千谷談判	河井継之助	慈眼寺	東忠
中越大震災	日本初の公立小学校	朝日山古戦場	絵紙(浮世絵)
魚沼神社	西脇邸	木喰観音	戊辰戦争

◇施策

みんなの一步で、未来づくり大作戦	起業家育成事業「BALLOON(バルーン)」
テクノ小千谷名匠塾 おぢやしごと未来塾	ライドシェア ぽっぷわーく

小千谷市からのメッセージ

「小千谷市が変わり始めています！一緒に未来をつくりましょう！」

この度は、本業務に係る提案についてご検討いただきましてありがとうございます。

昨年、本市は市制施行70周年、中越大震災から20年の節目を迎えました。

一方で、残念ながら「消滅可能性自治体」にリストアップされ、今後の存続に向けた、持続可能なまちづくりの実現が急務となっています。

この危機を克服するために、昨年から様々なチャレンジをはじめました。

自然豊かな本市の象徴である山本山においては、「天空のひまわり畑」が咲き誇り、「オヂヤホテル」が希望の明かりを灯し、その光景を見るために多くの方が現地を訪れました。

9月には、「ひと・まち・文化共創拠点ホントカ。」がオープンし、あっという間に10万人もの方から来館いただきました。

初めて開催された「棚田米コンテスト」には、自慢のお米77点ものエントリーがありました。

起業家育成支援事業「BALLOON」では、起業を志す方に向けて、成功するために必要なスキルと機会を提供しています。

新しいまちづくりプロジェクト「みんなの一步で、未来づくり大作戦」では、市民と一緒に小千谷の未来づくりに挑戦しています。

様々な取組みをとおして、小千谷市は変わり始めています。

変革の最中にある本市のまちづくりに関心を持つとともに、「ふるさと納税をとおして、小千谷市を元気にする」。そんな意欲ある事業者様からご提案をいただけると大変嬉しく思います。